

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案

【答弁のポイント】以下の質問に対し答弁
●宮下 一郎君(自民)

・両法律案による措置を一体的に進める重要性

本日の会議に付した案件

○政府参考人出頭要求に関する件

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

○平口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。(略)

○宮下委員

今回、この両法律案につきましては、我々と党側の提案で、野党各党の皆様のご理解もいただいで、一括での審議をさせていただきますことになりました。

今回、一括での審議をお願いした理由は、まず、農業経営基盤強化促進法の改正を通じて農地の集積、集約化を進めて

いくという
ことが大切
である一方
で、どうし
ても集積、
集約化が困
難な農地に
ついてても手
当てすること
いうこと
で、今回、
農山漁村活
性化法の改
正によりま
して、放牧
などの粗放
的利用や鳥獣緩衝帯としての利用、さら
に森林化など、土地利用の選択肢を広げ
ることができるということで、こうした
選択肢が広がった上で、地域の土地利用
をどうしていくか、こうした話し合いを行
っていくことが重要であると考えたから
でございます。



質問する宮下一郎議員(自民)

改めて、両法案を一体的に進める重要性につきまして、農林水産省としてはどのように認識されているのか伺いたいと存じます。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたします。

農地につきましては、地域でしっかりと話し合いをしていただいた上で、農地が利用されやすくなるように集約等を進めていくことが基本であるというふうにご検討しておりますけれども、様々な政策努力、これを払ってもなお農業上の利用が困難な農地につきましては、荒廃化を防止をする取組が重要だというふうにご検討しております。

このため、宮下先生からお話ございましたように、農業経営基盤強化促進法等の改正案では、各地域におきまして、農業者や関係者の皆様は、将来の農業の在り方、農業上の利用が行われる農地の区域やその農地利用の姿について十分に話し合いを行っていただくことというふうにしてまいります。

その上で、農業経営基盤強化促進法等の改正案では、市町村が、今申し上げました農業者等による話し合いを踏まえまして、農業上の利用が行われる農地の区域につきましまして、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定していただくことというふうにさせていただきます。



そして、

農山漁村活性化法の改正案では、活性化計画に農地の保全等に関する事業を位置づけさせていたでございます。

また、粗放的な利用を行う農地につきましまして、御指摘がございましたように、放牧でございますとか鳥獣緩衝帯など計画的な土地利用、これを推進をするということにしておるところでございます。

このように、話し合いを一緒に行っていただきます。両法案による措置を一体的に進めていくことによりまして、地域の農地の利用そして保全を計画的に進めることによりまして、農地の適切な利用を確保していきたいというふうに考えております。

(以下略)

